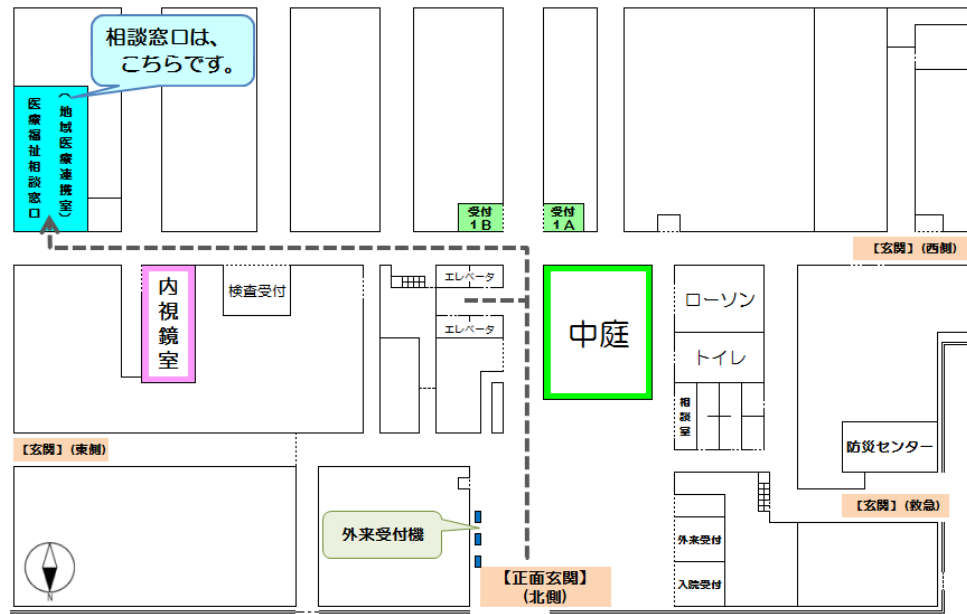


地域医療連携室 案内図



* 当院でのご相談やお問い合わせは、
[地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー](#)
でお受けしております。

病 院 名：独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター
住 所：札幌市西区山の手5条7丁目1-1
相談時間：月曜日～金曜日 9時～17時
電 話：011-611-8111(病院代表)
内線(1000・1121・1122・1119まで)

2012.10.10 地域医療連携室作成



訪問看護

国立病院機構 北海道医療センター
地域医療連携室



訪問看護とは

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示により、病状を観察したり、必要な診療の補助を行ったり、療養上のお世話をするサービスです。

☆訪問看護って何をしてくれるの？

- ①療養上のお世話（身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄等の介助、指導）
- ②医師の指示による医療処置、診療の補助
- ③病状の観察（病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍等のチェック）
- ④服薬管理（内服や薬剤等の指導・管理）
- ⑤医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器等の操作補助・管理）
- ⑥褥瘡予防、処置（褥瘡予防の工夫や指導、褥瘡処置）
- ⑦リハビリテーション（日常生活動作の訓練、呼吸リハビリ等）
- ⑧認知症ケア（精神・心理状態へのケア、日常生活自立の支援）
- ⑨終末期ケア（痛みのコントロール、療養生活の援助、精神的支援等）
- ⑩ご家族等への介護支援、相談
- ⑩介護予防（低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス）



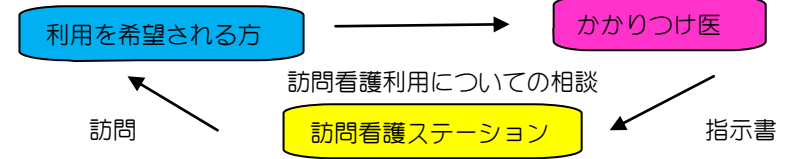
☆訪問看護を利用できる方は？

- ・年齢に関係なく、病気や障害があり主治医が訪問看護を必要と認めた場合
- ・介護保険から給付を受ける場合と医療保険から給付を受ける場合があります。通常、65歳以上の方の場合は、介護保険が優先されますが、神経難病や特定疾患、終末期の場合は医療保険を使用することがあります。

☆訪問看護を受けるには？

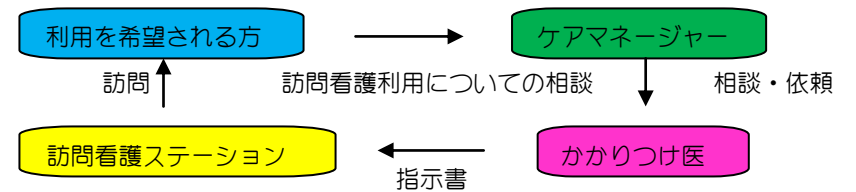
<医療保険で訪問看護を利用する場合>

利用するにはかかりつけ医にご相談下さい。訪問看護ステーションではかかりつけ医が発行した「訪問看護指示書」に従い訪問看護を行います。



<介護保険で訪問看護を利用する場合>

「要支援 1~2、要介護 1~5」に該当する方はケアマネージャーへ相談して下さい。居宅サービス計画書に訪問看護を組み入れてもらいます。



☆費用はどのくらいかかるの？

<医療保険で訪問看護を利用する場合> ※1回あたり

1割負担	約 550 円+交通費等
3割負担	約 1700 円+交通費等
特定疾患医療受給者	交通費等

<介護保険で訪問看護を利用する場合>

時間の長さや認定度により、1回（30分以上1時間未満）562円～872円+交通費等です。

※上記費用は目安です。利用時間や病状により費用は変わってきます。詳細は利用される訪問看護ステーションへご確認ください。